

労働基準法施行規則第35条
専門検討会報告書(抄)

平成21年12月21日

1 検討会の開催経緯及び目的について（略）

2 例示列挙の考え方について（略）

3 検討疾病について

本検討会においては、今回、参集者及び事務局からの提案に基づき、以下の疾病について労基則別表第1の2に追加すべきか等の検討を行った。

なお、14年検討会開催以降に新たに国際労働機関（ILO）による職業病一覧表に関する勧告は行われていない。

（1）14年検討会からの継続案件

14年検討会において継続調査の必要性等が指摘されている疾病

- ア 木材の粉じんによるがん
- イ 上肢障害

（2）因果関係についての考え方が示された疾病

労災保険に請求のあった個別の事案を業務上として認定できるかを検討した医学専門家による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

- ア 電離放射線による多発性骨髄腫
- イ 電離放射線による悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫に限る。）
- ウ 塩化ビニルによる肝細胞がん

（3）労災認定基準が定められている疾病

既に労災認定基準等が定められている疾病のうち、労基則別表第1の2に列挙されていない疾病

- ア 石綿によるびまん性胸膜肥厚
- イ 石綿による良性石綿胸水
- ウ 過重負荷による脳・心臓疾患
- エ 心理的負荷による精神障害

(4) 包括救済規定に該当した疾病

平成14年度から平成19年度において、労基則別表第1の2各号の末に規定する「その他業務に起因することの明らかな疾病」として労災認定した疾病

- ア 介護の業務による疥癬
- イ 理美容の業務による接触皮膚炎
- ウ インジウムによる間質性肺炎

4 検討疾病に係る検討結果

(1) 木材の粉じんによるがん

木材の粉じんによるがんについては、平成14年に国際労働機関（ILO）による職業病一覧表に掲げられたことから14年検討会において検討が行われたものであるが、当時、国内での発生を示唆する報告がないこと等の理由から、労基則別表第1の2への列挙が見送られた。

今回、改めて平成14年以降の国内における発症例の報告等を検索したところであるが、現時点においても新たな発症例の報告が見当たらないことから、現時点において新たに追加する必要はないと考えられる。

なお、行政においては、まず症例の収集に努めるべきである。

(2) ～ (9) (略)

(10) 理美容の業務による接触皮膚炎

理美容師のシャンプー液等の使用による接触皮膚炎については、14年検討会において「理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎について、近年、認定事例があったため、着目していたところである。しかしながら、理美容の業務におけるシャンプー液の使用等による接触性皮膚炎については、当該物質が混合物であり製品により有害性が異なること等により、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられる。」とされていたものである。

その後、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施した接触皮膚炎に関する調査研究において成分パッチテストを行ったところ、シャンプー液等に含まれる一部の化学物質について陽性反応が認められるという結果が得られている。

したがって、この件については速やかに結論を得る必要がある一方、同機構が実施したパッチテストには交差反応の問題もあり、なお詳細に分析・検討すべき課題があるものと考えられる。

本検討会としては、理美容の業務による接触皮膚炎については、別途、化学物質に係る分科会を設置してさらに検討を行うことが適当と判断する。

(11) (略)

5 まとめ (略)